

保存期間 10 年

通達乙警第639号

令和 7 年 6 月 3 日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

犯罪被害者等早期援助団体に関する審査基準等の制定について

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に基づく犯罪被害者等早期援助団体の指定については別添1の、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第2項に基づく犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等の変更の承認については別添2の審査基準等を各々制定したので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「審査基準等の制定について」（令和4年3月31日付け通達乙警第321号）は廃止する。

令和 7 年 6 月 3 日作成

法 令 名：	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
根 拠 条 項：	第23条第 1 項
処 分 の 概 要：	犯罪被害者等早期援助団体の指定
原権者（委任先）：	茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第 2 項（犯罪被害者等早期援助団体） 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第 1 条（指定の申請）、第 4 条（指定）、第 5 条（犯罪被害相談員等の要件）、第11条（指定等に関する意見聴取）
準拠基準：	犯罪被害者等早期援助団体の指定は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律における犯罪被害者等早期援助団体に関する規定及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の規定の内容並びに解釈及び運用上の留意事項について（通達）」（令和 7 年 5 月 27 日付け警察庁丙犯被発第 8 号）の別添を参照して行うものとする。
処 理 期 間：	犯罪被害者等早期援助団体の指定については、申請に係る法人の具体的事業内容、資産等から個別具体的な判断を行う必要があるため、具体的な標準処理期間を設けることが困難であり、標準処理期間は定めないこととしている。
申 請 先：	茨城県警察本部警務部警務課又は警察署
問 い 合 わ せ 先：	茨城県警察本部警務部警務課
備 考：	

令和 7 年 6 月 3 日作成

法 令 名：犯罪被害者等早期援助団体に関する規則
根 拠 条 項：第 3 条第 2 項
処 分 の 概 要：犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等 の変更の承認
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第 1 項 及び第 2 項(犯罪被害者等早期援助団体) 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第 1 条(指定の申請)、第 4 条(指定)、第 5 条(犯罪被害相談員等の要件)
準拠基準：犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等の変更の 承認は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 における犯罪被害者等早期援助団体に関する規定及び犯罪被害者等早期援助団体 に関する規則の規定の内容並びに解釈及び運用上の留意事項について（通達）」 （令和 7 年 5 月 27 日付け警察庁丙犯被発第 8 号）の別添を参照して行うものとす る。
処 理 期 間：犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等 の変更の承認については、申請に係る法人の具体的事業内容、資産等から個別具 体的な判断を行う必要があるため、具体的な標準処理期間を設けることが困難で あり、標準処理期間は定めないこととしている。
申 請 先：茨城県警察本部警務部警務課又は警察署
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部警務部警務課
備 考：